

酒々井町長への手紙
(令和7年5月受付、回答)

都市計画条例について

千葉県都市計画条例における「市街化調整区域内の浸水想定区域(浸水想定3.0m未満の所謂災害イエローゾーン)の開発規制」は、国や千葉県以外の関東1都5県よりも厳しい内容です。只、本件に関して、県議の方のご尽力により、千葉県宅地安全課は従来の見解を変えて「居室高さが3.0mを超える二階建て住宅は建築可能」とする見解を出しております。

しかしながら、千葉県条例には災害イエローゾーンを定める明確な浸水深さに関する定義もなく、今回の新解釈に関する明文化もされておられません。つきまして、多くの県議の方々の同意を得て、県条例の付則にでも銘記頂きたいと考えており、ご協力をお願いしたいと思います。

また、本件に関して担当の宅地安全課長か担当者にご確認も頂ければと思います。

尚、宜しければ、検討経緯に関する詳細資料をpdfで送付させて頂きたいと思っておりますので、送付可能なメールアドレスをご連絡下さい。

(個人情報保護のため原文を編集させていただいています。)

■回 答

平素より町事業にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

お問い合わせのありました千葉県条例につきましては、条例の制定、改正の権限を町では有していないことをご理解いただきたいと思います。

お手数をおかけいたしますが、お問い合わせは千葉県都市計画課へお願いいたします。

担当課《まちづくり課》